

仕 様 書

1 業務名

堺市博物館受付キャッシュレス決済情報管理業務

2 業務目的

施設利用者のサービス向上のため、観覧料等の支払いについて本市が導入するキャッシュレス決済機能付き券売機（以下、「券売機」という。）によるクレジットカード、コード決済によるキャッシュレス決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）を導入する。

3 履行場所

受注者の事業所等本市が許可した場所

4 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(1) 履行スケジュール

ア システム導入（券売機との接続環境構築）

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで

イ システム利用等（キャッシュレス決済情報管理）

令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

※券売機本体は別途発注者が購入する予定である。機器の納品等の影響でキャッシュレス決済情報管理の業務開始日が 3 月 2 日以降になる可能性がある。

5 業務概要

歳入等の納入義務者のキャッシュレス決済を可能とするため、受注者は以下の機能を備えた券売機との接続ができるシステムを提供すること。

(1) システム導入（券売機との接続環境の提供）

令和 5 年 2 月 28 日までに、次のとおりキャッシュレス決済が行えるよう接続環境を提供する。受注者は、契約締結後以下のアからエまでの接続要件を満たす送受信機能を提供し、令和 5 年 2 月 28 日までに本市がキャッシュレス利用を開始できるようにし、本市の検査を受けること。

ア クレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。もしくは即時与信ができる券売機と接続可能であること。

イ 決済の承認に必要なカード情報・決済情報は暗号化した上で処理すること。発注者はカード情報や決済情報を保持しないこと。

ウ 券売機及びキャッシュレス決済に係る機器はこの契約後、別途調達する。調達した券売機の設置完了に向けては、券売機の受注事業者と打ち合わせの上、指定納付受託開始予定日までに開始できるよう取り組むこと。

エ キャッシュレス決済に必要なインターネットの回線工事・契約は別途調達するため、この契約に含まない。

(2) システム利用等（キャッシュレス決済情報管理）

ア 受付けたクレジットカード情報等のデータによりクレジットカード等の有効性を本市が別途契約するクレジットカード発行会社等に確認する承認処理を行い、決済承認の結果を券売機に返信すること。

イ 導入する決済種別は以下のとおりとする。

(ア) クレジットカード 「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「AMEX」、「Diners」

(イ) コード決済 「PayPay」、「d払い」、「楽天ペイ」、「auPAY」、「メルペイ」

ウ イの導入する決済手段の他にも、発注者が必要とした際は、電子マネーの決済にも対応できるシステムであること。

対応できる電子マネーブランドは以下のとおりとする。

「Kitaca」、「Suica」、「PASMO」、「TOICA」、「manaca」、「ICOCA」、「SUGOCA」、

「nimoca」、「はやかけん」、「WAON」、「nanaco」、「楽天Edy」、「QUICPay」、「iD」

エ キャッシュレス決済情報管理業務に係るシステム利用料等については、3月末日を締切日とし、翌月に3月の取引で発生したシステム利用料等（キャッシュレス決済情報管理業務費）を本市に請求すること。

オ 契約金額を請求する際は、システム導入初期費用、月額システム利用料、トランザクション費用（発生する場合は単価、件数等）、その他本業務に係る費用の内訳金額と合計金額を記載し、本市に提出すること。

カ メニューまたはメニューのグループを設定し、メニューもしくはグループでの現金決済及びキャッシュレス決済の金額、キャッシュレス決済の場合はブランドごとの件数及び金額が確認できるシステムを提供すること。もしくは同様のことが確認できる券売機と接続可能であること。

キ メンテナンス等による受付の休止が必要な場合は、本市の許可を得た上で支払い申込の休止を行うこと。

6 業務予定数量

業務予定数量は以下のとおりとする。ただし、当該業務予定数量の発注を約束するものではない。なお、当該業務予定数量を超える数量の発注にも対応すること。

令和5年3月1日から令和5年3月31日までのキャッシュレス決済件数見込み
約 610 件（うちクレジットカードの予定件数約 530 件）

令和5年3月1日から令和5年3月31日までのキャッシュレス決済金額見込み
約 96,400 円

7 キャッシュレス決済事業者との契約

(1) キャッシュレス決済事業者との契約締結等は本市にて行うが、契約手続きが円滑に進むよう受注者は情報提供等のサポートに努めること。

- (2) 受注者とキャッシュレス決済事業者とのシステム連携に係る費用や運用に係る費用は本業務に含めるものとする。

8 システム障害等への対応

- (1) システム障害等への対応は、本市の指示に従うものとし、受注者を起因としたシステム障害等の場合にあっては、速やかな復旧に最大限努めること。
- (2) 各種システム障害等が発生したとき、受注者は直ちに電話で本市に連絡するとともに、その顛末を書面により報告するものとする。また、伝送用回線の不通（短期間での復旧が見込まれ、本業務に直接支障をきたすことがない場合を除く。）又は管理業者の不具合等により、キャッシュレス決済の実施に関する伝送データを本市が受信できなくなった場合は、遅滞なく DVD 等の記録媒体により発注者がデータ取得できるようにすること。

9 カード番号等の適切な管理

受注者は、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の16第1項第3号に基づき、カード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。かつカード番号等につき、その漏洩、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理のもと、注意をもって取り扱わなければならない。

10 セキュリティ対策

受注者は、管理業者との送受信について、外部からの不正アクセス対策等を施し、情報の漏洩、改ざん等を防止するとともに、ウィルス対策等も最新の状態に保つこと。不正アクセス等による本業務運用への支障や第三者への情報セキュリティ上の脅威とならないような対策を講じること。

11 事故等への対応

- (1) 受注者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失もしくは毀損し又はその恐れが生じた場合には、受注者は、遅滞なく次のアからエの措置を採らなければならない。
- ア 漏洩、滅失又は毀損の有無の調査をすること。
- イ アの結果、漏洩、滅失又は毀損が確認された時には、その発生期間、影響範囲（漏洩、滅失又は毀損の対象となったカード番号等の特定を含む。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
- ウ イの調査結果を踏まえ、二次被害及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
- エ 漏洩、滅失又は毀損の事実及び二次被害防止のための対応について、必要に応じて公表し又は影響を受ける利用者に対してその旨を通知すること。
- (2) 前号の被害が拡大する恐れがあるときには、受注者は、直ちにカード番号等その他これに関する情報の隔離、その他被害拡大を防止するために必要な措置を講じなけれ

ばならない。

1.2 その他

(1) 守秘義務の遵守及び個人情報管理の徹底

業務を遂行するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、業務終了後も課されるものであり、また、業務に従事する者が離職した場合も、同様に遵守させること。

(2) 機密保護

本契約内で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、他に開示してはならない。

(3) 本契約の実施にあたり、本仕様書に定めなき事項または疑義が発生した場合は、すみやかに本市と協議を行い、作業を実施すること。

(4) 受注者は、別紙「暴力団等の排除について」を遵守しなければならない。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届

け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。